

五月三日は「憲法記念日」でした！

改めて「日本国憲法」を確かめよう！

日本国憲法には、世界に誇る三つの柱があります。

◆第一は「国民主権」です。

・憲法前文は「日本国民は」から始まります。憲法の主語は「私たち国民」であり、かつての「天皇主権」が間違いであるからこそ、「政府の行為で再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存する」と宣言したのです。

・従って、「国政の権威は国民に由来し（前文より）」とあるように、国民の選挙による代表者が、信託に応えて国政を行い、その福利を国民が享受するのです。そうなのです、憲法とは「私たちが、こういう内容の国を造ります」と宣言したことなのです。

◆第二は、憲法第九条で戦争を放棄し「戦争をしない国」となったことを宣言し「陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しない」と明確に決めたことです。

・今、世界平和を作り出すために「日本の憲法第九条を世界の憲法にしたい」という声が世界の人々の間に広がっていると言われています。しかし肝心の日本では、イラクにまで派兵する事態になってしまいました。

・これでは平和憲法の意義や意味も薄れ、切実に平和を求める国や人々の期待を裏切り、再び戦争（今度起きると核戦争）も始まりかねません。

・「敵が攻撃して来たらどうするのか」と心配する人がいますが、わが日本が憲法第九条の旗を掲げて、世界平和の先頭に立てば、攻撃する敵や国があるはずはありません。

◆第三は、人間の「基本的人権の尊重」を「侵すことのできない永久の権利」として定めたことです。人間の命は地球よりも重く尊厳です。男女の差別もなくなり、思想・良心・信教の自由、言論・表現の自由、集会・結社の自由、健康で文化的な生活を営む権利、その他、人間にとって大切な自由と権利が保障されています。まさに国民を護るための憲法です。

・しかし、「国民主権」の憲法のもとで、学校では「君が代」が強制され、従わない教師は処分され、ビラを戸別配布した人が逮捕され、盗聴法もでき、「侵すことのできない永久の権利」であるはずのものが、ほかでもなく国によって侵され始めたのはどういうことでしょうか。

◆人間は国家のためにあるのではなく、人間の幸せや人権を守るために国家があるのです。

◆憲法によって手にした国民のための「民主・平和・人権」が、国家の手で、再び脅かされることは許されません。そうならないために、憲法記念日を機に、「戦争犠牲者の『遺言』」とも言うべき憲法を確かめ、より育む努力をしようではありませんか。

二〇一〇年五月九日（日）第五一九回・憲法を守る平和行進